

広情個審第28号
令和6年8月21日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年9月4日付け広市教学指一第88号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第360号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和5年9月4日付け広島市教指一第88号の諮問事案（諮問第360号事案）

令和5年2月20日付けの2件の公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年3月31日付け広島市教指令学指一第30号及び同日付け広島市教指令学指一第35号で行った公文書部分開示決定（以下これらを合わせて「本件部分開示決定」という。）に対する同年4月20日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定により部分開示した「第1回～第6回平和教育プログラム改訂会議構成員発言内容概要」、「平和教育プログラム改訂会議構成員名簿」、「第1回～第4回平和教育プログラム検証会議構成員発言内容概要」及び「平和教育プログラム検証会議構成員名簿」について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った公文書部分開示決定を取り消し、「平和教育プログラム改訂会議構成員発言内容概要に記載されている構成員の所属、役職、名前及び発言内容の一部」及び「平和教育プログラム改訂会議の構成員名簿に記載されている構成員の所属、役職及び名前」並びに「平和教育プログラム検証会議構成員発言内容概要に記載されている構成員の所属、役職及び名前」及び「平和教育プログラム検証会議の構成員名簿に記載されている構成員の所属、役職及び名前」の開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 実施機関は上記の不開示部分の理由として、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして広島市情報公開条例の一部を改正する条例（令和5年広島市条例第5号）による改正前の広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第7条第1号に該当するためとしている。しかし、条例第7条第1号は「ただし、次に掲げる情報を除く。」として「エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該

情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

「検証委員」、「改訂委員」である学識経験者は、本来は公務員等ではないが、それぞれの設置要綱に記載されているように、それぞれの選任基準に基づいて教育長が「依頼」する特別公務員として公務執行行為に参画する者として委員の職務を遂行し報償を支給されているため、実質公務員等に該当するから、会議録においてはその職名及び職務遂行の内容、すなわち発言内容は公開すべきものである。地方独立行政法人の者が構成員の場合は条例第7条第1号エに規定される公務員等に当たるので、職及び職務遂行内容は開示の対象となる。

イ 当該会議の議事録に記載された発言者名や発言内容が後日公開されるということになれば、委員等が主観的に何らかの精神的負担を感じることがあり得ることは否定できないが、ひろしま平和ノート作成という職の重要性と職責を考えると、そのような状況の中でも率直に意見交換を行い、ふさわしい副教材を作成することが市民に期待されているというべきであり、かつ発言者名及び発言内容を公にすることによりこのような役割を果たすことが客観的に困難になるとは考え難い。

ウ 職務及びその地位の重要性と行政の透明性の確保の観点から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。）第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」に該当するとして、中央労災医員及び地方労災医員の氏名等を開示すべきとする答申等が出されている。したがって、平和教育プログラム検証会議及び平和教育プログラム改訂会議における外部構成員の発言者の氏名及び所属についても、職務の重要性と教育行政の透明性を重視すべきものであることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として開示すべき情報であるといえる。

エ 処分庁は、当該検証会議及び改訂会議は、附属機関ではないから、外部構成員は公務員ではないので、外部構成員の名前は私人と同じ個人情報に該当するとして不開示と主張しているが、附属機関でないとしたらどういう性格の会議であるのかを処分庁は明示していない。平成17年8月3日の各府省の担当で構成される「情報公開に関する連絡会議」において、懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について、これらの会合の議事録等における発言者の氏名も、特段の理由がない限り、公務員か否かを問わず公開することとされた。当該会議は懇談会等行政運営上の会合に該当することから、平和教育プログラム検証会議及び平和教育プログラム改訂会議の会議録等における発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開しなくてはならない。

オ 委員のうち、教員等の発言者名・発言内容を公開し、学識経験者のものは公開しないという差をつけることは合理性と整合性を欠いており、検証会議議事録、検証会議構成員名簿、改訂会議議事録及び改訂会議構成員名簿における学識経験者の職名及び発言内容は公開すべきである。

カ 『改訂版ひろしま平和ノート』の後付けには、平和教育プログラム検証会議構成員及び平和教育プログラム改訂会議構成員として、学識経験者の氏名が記載されているので、「平和教育プログラム検証会議構成員名簿」及び「平和教育プログラム改訂会議構成員名簿」の学識経験者の学校名、役職及び名前は開示する必要がある。

キ 当該会議における外部構成員の会議録の発言者名及び所属は、行政運営上の懇談会等の委員に選任され発する者のように、社会的政治的に重要な課題について相当程度の識見を有する者として責任ある発言を期待されている私人であることから、条例第9条の「公益上特に必要があると認めるとき」に該当するため開示すべき情報であることは明らかである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件部分開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る対象公文書は、「第1回～第6回平和教育プログラム改訂会議構成員発言内容概要」（以下「公文書1」という。）、「平和教育プログラム改訂会議構成員名簿」（以下「公文書2」という。）、「第1回～第4回平和教育プログラム検証会議構成員発言内容概要」（以下「公文書3」という。）及び「平和教育プログラム検証会議構成員名簿」（以下「公文書4」という。）である。

公文書1から公文書4までのうち、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号本文に該当するとして不開示とした情報（以下3実施機関の主張要旨において「本件各個人情報」という。）は、次のとおりである。

ア 公文書1に記載されている構成員の所属、役職、名前及び発言内容の一部

イ 公文書2に記載されている構成員の所属、役職及び名前

ウ 公文書3に記載されている構成員の所属、役職及び名前

エ 公文書4に記載されている構成員の所属、役職及び名前

- (2) 公文書1から公文書4までに記載されている情報の条例第7条第1号該当性等について本件部分開示決定は、公文書1から公文書4までにおける一部の情報を個人情報に該当するとして不開示としており、それは次の理由によるものである。

ア 名前について

- (ア) 条例第7条第1号には、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」等と規定されていることから、名前は、これに該当することが明らかであり、かつ、(イ)の理由により条例第7条第1号ただし書に記載されている情報のいずれにも該当しない。

- (イ) 本件各個人情報（(1)アの「発言内容の一部」に関するものを除く。）は、平和教育プログラム改訂会議及び平和教育プログラム検証会議（以下「本件各会議」という。）の構成員の個人情報であり、条例第7条第1号アからエまでの情報のうち、同号ア、ウ及びエに該当

する事情は存在しない。本市の職員であれば、これまでの慣例により当該職員の氏名は条例第7条第1号イに該当し開示することとされていることから、同号イの該当性が問題となる。

- (ウ) 本件各会議が地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定される本市の附属機関である場合は、本件各会議の構成員は本市の職員に該当することとなるが、同法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員会、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」として、附属機関である審査会等は法律又は条例によってのみ設置することができる旨定められている。この点、本件各会議のうち、「平和教育プログラム検証会議」は「平和教育プログラム検証会議設置要綱」に基づき、「平和教育プログラム改訂会議」は「平和教育プログラム改訂会議設置要綱」に基づき、それぞれ実施機関が設置した会議であり、法律又は条例によって設置されたものではないことから、本市の附属機関には当たらない。
- (エ) 本件各会議の構成員のうち学識経験者（以下これらを「外部構成員」という。）は、いずれも前記各要綱の規定に基づいて、実施機関が該当者を選定し就任に係る依頼文をその所属長及び該当者に送付しそれぞれ承諾を受けた後に、会議に参加しているものであり、外部構成員に対する実施機関による任命行為又は委嘱行為は行われていない。また、外部構成員に対しては、業務の対価を謝礼金により支払っている。これらのことから、外部構成員は実施機関から委託されて、自らが所属する団体等の業務以外の業務を行っているものであり、形式的にも実質的にも本市の職員に当たらず、かつ、他に本人が同意していると認められる事情も存在しないことから、条例第7条第1号イに該当しない。
- (オ) 以上のことから、外部構成員の「名前」は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に当たり、かつ、条例第7条第1号アからエまでに記載されている情報のいずれにも該当しないため、不開示とすべき情報である。

イ 役職及び所属について

条例第7条第1号には、不開示情報として、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と規定されているところ、本件において外部構成員の「役職及び所属」は、その記載のみをもって個人情報とはならないが、当該情報を開示すると、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報となることから、条例第7条第1号本文の個人情報に該当するため、外部構成員の役職及び所属も不開示とすべき情報である。

なお、本件開示請求があつた当時において、実施機関に対し膨大な報道機関等からの取材、各種団体又は市民からの要望又は問合せ等があつた社会状況を踏まえると、本件各個人情報（(1)アの「発言内容の一部」に関するものを除く。）が公になった場合、外部構成員本人だけでなく、その所属団体に対しても報道機関等からの取材などが殺到することはもちろんのこと

と、場合によっては誹謗中傷等され、当該外部構成員の本来の職務の遂行だけでなく、その所属団体の日常的な運営にも支障を及ぼすことが容易に想像できたため、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するものであった。

ウ 「発言内容の一部」について

当該情報は、本市の職員ではない第三者の住所、活動又は所属に関する情報であり、条例第7条第1号に規定される個人情報に当たるものである。当該第三者は、外部構成員以外の者であることから、アの本市の職員への該当性のような論点は生じない。したがって、当該情報は不開示とすべき情報である。

エ 以上のことから、本件各個人情報は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」であることから、条例第7条第1号本文に該当するとして不開示とした本件部分開示決定は、適法である。

(3) 請求人の主張について

ア 請求人は、「学識経験者が実質公務員等に該当する」、「教員等の発言者名・発言内容は公開し、学識経験者のものは公開しないという差をつけることは合理性と整合性を欠いている」と主張している。しかしながら、本件部分開示決定が適法であることは前記(2)において述べたとおりであり、請求人のこれらの主張にはいずれも理由がない。

イ 請求人は、令和5年3月に改訂した「ひろしま平和ノート」（以下『改訂版ひろしま平和ノート』という。）の奥付に、本件各会議の構成員の名前が記載されていることを理由に、本件各処分における不開示部分を開示すべき旨主張している。『改訂版ひろしま平和ノート』の奥付には、行政資料として登録した関係で、『改訂版ひろしま平和ノート』に関する著作・編集者名、発行者名、発行年月日等を記載するとともに、あわせて本件各会議の名称及びその構成員の名前も記載している。このうち、本件各会議の名称及びその構成員の名前については、実施機関において、当該構成員の編集協力に対する感謝の意を表すために、事前に本件各会議の各構成員から承諾を得た上で記載したものであり、公文書1から公文書4までにおいて不開示とした情報についてまで公にする承諾を得たものではない。したがって、これについても請求人の主張には理由がない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする」と定め、条例第3条は「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、（中略）しなければならない」としてい

る。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 本件審査請求の対象公文書について

請求人は、2(1)の審査請求の趣旨のとおり、請求人からの令和5年2月20日付けの2件の公文書開示請求に対し実施機関が行った本件部分開示決定に係る公文書1、公文書2、公文書3及び公文書4（以下「本件文書」という。）の開示についてのみ述べている。

以下、本件文書の不開示事由該当性について検討する。

(4) 本件文書の外部構成員の氏名（本件各会議の発言要旨の発言者の項を除く。）の不開示事由該当性について

ア 実施機関は、本件各会議は各設置要綱の規定に基づき設置したものであり、本市の附属機関ではなく、また、外部構成員に対し、何らの任命又は委嘱行為もしていないことから、外

部構成員は本市の職員には当たらず、条例第7条第1号ただし書に該当する事情もないため、本件各会議の外部構成員の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、同号に該当するため不開示としたと主張する。

イ 当審査会が見分したところ、広島市行政資料管理規程に基づき行政資料として登録されている『改訂版ひろしま平和ノート』は、誰でも閲覧することができその奥付に本件各会議の外部構成員の氏名が記載されていることが確認できた。

この点について、実施機関は、当該構成員の編集協力に対する感謝の意を表すために、事前に本件各会議の各構成員から承諾を得た上で『改訂版ひろしま平和ノート』の奥付に記載したものであり、公文書1から公文書4までにおいて不開示とした情報についてまで公にする承諾を得たものではないと主張する。

しかしながら、『改訂版ひろしま平和ノート』を閲覧すれば、本件各会議の外部構成員の氏名を実際、誰でも確認することができることを踏まえると、本件各会議における外部構成員の氏名は、公にすることについて本人が同意していると認められる情報というべきである。

ウ したがって、本文書の外部構成員の氏名は、条例第7条第1号イに規定する情報であるため、同号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該情報を開示すべきである。

(5) 本文書の外部構成員の所属及び役職（本件各会議の発言要旨の発言者の項を除く。）の不開示事由該当性について

ア 実施機関は、本件各会議の外部構成員の所属及び役職はその記載のみをもって個人情報とはならないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

イ しかしながら、(4)イのとおり本件各会議の外部構成員の氏名は公にされており、学校教育法施行規則第172条の2第1項本文に「大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。」と、同項第3号に「教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」と規定され、大学において所属する教員の氏名及び役職は各大学のホームページで公表されていることから、当該情報は条例第7条第1号アに規定する「法令の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報」に該当すると認められる。

ウ したがって、外部構成員の所属及び役職（本件各会議の発言要旨の発言者の項を除く。）を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は当該情報を開示すべきである。

(6) 公文書1・公文書3の発言要旨の発言者の項の不開示事由該当性について

ア 当審査会が見分したところ、公文書1・公文書3の発言要旨の発言者の項には、外部構成員

の氏名及び役職に関する情報が記載されており、当該情報を公にすると、誰がどのような内容の発言をしているかが明らかとなる。

そして、本件各会議での発言の内容について、外部構成員が自身のものであることを明らかにして公にすることを同意していると認められる事情は確認できなかった。

したがって、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

イ この点につき、請求人は(ア)から(リ)までのとおりの主張をしているところ、当該主張については以下のとおり判断する。

(ア) 外部構成員に地方独立行政法人である広島市立大学の者がいる場合は、当該者は条例第7条第1号エに規定する「公務員等」に該当するため職及び職務遂行内容として開示の対象となるとの主張について

a 条例第7条第1号エは「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定しており、地方独立行政法人である広島市立大学の者の職及び職務遂行内容は不開示情報から除かれることになる。

b しかしながら、3(2)ア(エ)のとおり、実施機関は、「外部構成員に対しては、業務の対価を謝礼金により支払って」おり、「外部構成員は実施機関から委託されて、自らが所属する団体等の業務以外の業務を行っている」と主張しており、当審査会が改めて実施機関に確認したところ、「本件各会議は本市の平和教育に係る会議であり、外部構成員が所属する大学の職務の遂行に係るものではない」との説明であり、この説明に特段不合理な点は認められない。

c したがって、本件各会議は地方独立行政法人である広島市立大学の職務の遂行に係るものではないと認められることから、本件各会議の外部構成員に同大学の者がいたとしても、当該情報は、条例第7条第1号エにより不開示情報から除かれ、開示の対象となるものではない。

(イ) 本件各会議が「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）の「別紙4 懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」（以下「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」という。）の懇談会等行政運営上の会合に該当し、「懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議資料）」（以下「懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について」という。）のとおり、本件各会議の発言者の氏名は、特段の理由がない限り当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開しなければならないとの主張について

a 懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針及び懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名については、各府省に対してそれらの懇談会等行政運営上の会合について示したものであり、そのまま地方公共団体に適用されるものではないことから、本件各

会議の発言者の氏名を開示する根拠となるものではない。

b なお、広島市が制定した「市民の市政参画の推進に関する要綱（平成22年1月1日施行）」は、「市政運営上の意見交換等を行うため、要綱等の規定に基づき、学識経験者、市民等を構成員とする懇談会等」（第15条第2項第2号）を規定し、これを「審議会等」としてその運営等について定めているが、懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名についてのように「発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開する」との規定は存在しない。

c したがって、請求人の主張は、本件各会議の発言者の氏名を開示する根拠となるものではない。

(ウ) 本件各会議における外部構成員の発言者名及び所属は、行政運営上の懇談会等の委員に選任され発する者のように、社会的政治的に重要な課題について相当程度の識見を有する者として責任ある発言を期待されている私人であることから、条例第9条の「公益上特に必要があると認めるとき」に該当するため開示すべき情報であることは明らかであるとの主張について

a 条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第4号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

この規定は、公文書に不開示情報が記録されている場合における、条例第7条各号（第4号を除く。）の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められるときの実施機関による裁量的開示について定めたものである。

b 本件各会議は、平和教育プログラムに係る会議であり、教育行政に関するものとして公益性は認められるものの、本件各会議の発言要旨に記載されている発言者の項の外部構成員の氏名等は、(6)アのとおり不開示情報とされる個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるところ、本件において、当該情報を保護すべき利益を上回る公益上の理由があるとまでは認め難い。

c したがって、外部構成員の会議録の発言者名及び所属は、条例第9条の規定に基づく裁量的開示によって開示すべき情報であるとは認められない。

ウ 以上のとおり、当該情報を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当であり、請求人はその他種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(7) 公文書1の「発言内容の一部」の不開示事由該当性について

ア 実施機関は、公文書1の「発言内容の一部」は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

イ 当審査会が見分したところ、公文書 1 の「発言内容の一部」には、教材に掲載された個人の住所、活動及び所属に関する情報が記載されていた。当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 1 号の不開示理由が認められる。

ウ したがって、当該情報を条例第 7 条第 1 号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(8) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関が行った本件部分開示決定において、本件各会議における構成員発言内容概要のうち、発言要旨を開示して議論の内容を可能な限り公にするという姿勢は評価したい。

さらに、当審査会としては、国における「懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について」では、懇談会等行政運営上の会合の議事録等における発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開することとされていることを踏まえ、本件各会議についても市民の知る権利を尊重するという情報公開制度の目的から、発言者の氏名を含めて開示する方向で検討いただきたいと考えている。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5. 9. 4	広市教学指一第 8 8 号の諮問を受理 (諮問第 3 6 0 号で受理)
R 5. 1 2. 2 2 (第 1 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6. 1. 2 6 (第 2 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6. 2. 2 1 (第 3 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6. 3. 2 2 (第 4 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6. 4. 2 6 (第 5 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6. 5. 3 1 (第 6 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6. 6. 2 8 (第 7 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6. 7. 2 6 (第 8 回審査会)	第 2 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
伊 藤 誠 治	㈱中国放送報道制作局長
栗 原 理	広島消費者協会会長
日 山 恵 美 (部会長)	広島大学大学院教授
宮 畑 加奈子	広島経済大学教授